

森の里二丁目地区まちづくり協定運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、森の里二丁目地区まちづくり協定（以下「協定」という。）を円滑に運営するため、協定第15条の規定に基づき、運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、協定に関する事項、その他協定の運営に関する事項を所掌する。

(事務所)

第3条 委員会の事務所は、委員長宅に置く。

(組織等)

第4条 委員会は、森の里二丁目自治会規約第6条（森の里二丁目自治会役員）の者の互選により委員を選出し、若干名をもって組織する。但し、委員は、協定の締結に合意した者でなければならない。

- 2 委員の任期は、1年とする。但し補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

(役員)

第5条 委員会に委員の互選により、次の役員を置く。

委員長 1名、 副委員長 1名、 広報 1名、 総務会計 2名

- 2 委員長は、委員会を代表し、これを総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 広報は、委員会の広報に関する会務を行う。
- 5 総務会計は、委員会の総務及び会計に関する会務を行う。

(顧問)

第6条 委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、委員長が協定について専門的な知識を有する者を推薦し、委員会の承認を得て、これを委嘱する。但し、顧問は協定の締結に合意した者でなければならない。
- 3 顧問の任期は1年とする。但し、再委嘱は妨げない。
- 4 顧問は、委員会の求めに応じて、助言することができる。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要の都度招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(経費等)

第8条 委員会の経費は、森の里二丁目自治会の運営費をもってこれにあてる。

- 2 会計報告は、森の里二丁目自治会規約第18条の規定に基づき行うものとする。

(補足)

第9条 この規則に定めるものの他、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、森の里二丁目建築協定の認可公告のあった日からその効力を生じる。

平成11年4月30日認可、公告